

政治倫理審査会記録

令和5年9月1日

【開催日】 令和5年9月1日（金）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午前11時16分

【出席委員】

会長	松尾数則	副会長	岡山明
委員	白井健一郎	委員	恒松恵子
委員	中島好人	委員	前田浩司
委員	森山喜久		

【欠席委員】

委員	古豊和恵		
----	------	--	--

【委員外出席議員等】

なし

【執行部出席者】

なし

【参考人】

参考人	樋口晋也		
-----	------	--	--

【事務局出席者】

局長	河口修司	局次長	中村潤之介
----	------	-----	-------

【審査内容】

- 1 調査請求者への事情聴取について
- 2 その他

午前9時 開会

松尾数則会長 おはようございます。それではただいまから第4回政治倫理審査会を開会いたします。本日の審査の内容は、タブレットで配付してあると思いますのでよろしくお願いいたします。本日は古豊委員が所用のため欠席されておりますので、その旨伝えておきます。本日の審査は、

山田議員に対する調査請求につきまして、調査請求者を本委員会にお呼びすることについて、お諮りしたいと思います。いかがでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。そのように決定いたしました。調査請求代表者であります樋口晋也さんをお呼びしたいと思います。すがよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのように決定しましたので、この後すぐ9時10分からにしたいと思っておりますが、皆さんよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのように決定いたしました。あわせて、樋口さんが対面式審査を希望されておられます。そのように進めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。それでは準備のため暫時休憩いたします。

午前9時2分 休憩

午前9時10分 再開

松尾数則会長 それでは、休憩を解きまして審査を続行いたします。本日は、参考人として樋口晋也さんの出席を得ております。それでは、審査会を代表いたしまして、参考人の方に一言御挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中、本審査会に出席していただき、ありがとうございます。委員会を代表いたしまして、心から厚くお礼を申し上げますとともに、本日は、忌たんのない御意見をお述べくださるようお願いいたします。本日の議事について申し上げます。請求につきまして、まず、参考人からの方から説明していただきます。その後、質疑に入ります。なお、参考人におかれましては、会長の許可を得てから発言していただきますようお願いいたします。また、参考人は委員に対して質疑することができないことになっております。また、発言の内容は問題の範囲を超えないように、御了承いただきたいと思っております。それでは、内容につきまして、参考人からの説明を求めます。樋口晋也さん、よろしく申し上げます。

樋口晋也参考人 おはようございます。まず、前回の参考人の日程につきまして、私の都合によりまして、延期になりまして本日に至りましたこと、申し訳ございませんでした。ちょっとどうしても都合がつきませんで、こういう形になりました。今日しっかり、皆様方に御理解いただけるように、104名の市民を代表しまして、請求代表者として御説明させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。まず、基本的なところとして、議員というのは、市民から選ばれた代表者として大きな権限、力を持っております。自治法あるいは罰則規定等を見たときに、懲罰がありますが、それ以外に議員に罰を与えるルールはありません。これは、議員は、間違いを起こさない、道徳心を持って、節度を持って、議会活動、政治活動を行うという前提があるために、そういうものがないんであろうと私は認識しております。そこで、今回、山田伸幸議員の政治倫理条例違反を問うということで提出させていただいたわけです。少し長くなりますが、提出理由について御説明させていただきたいと思っております。大変長くなります。この長いのは、それだけ多くの政治倫理違反があるんじゃないかと、私たち104名が感じたために、その一つ一つを丁寧に説明する必要があるということから、長くなりますが、できるだけ端的に御説明したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。まず、結論的に申しますと、なぜ、山田伸幸議員の政倫審を我々104名が請求したかという結論的なことを申しますと、去年の段階で、陳情書が市民から個人から出ております。私個人からなんですけれども、それは、中島議員と山田議員のこの問題、いわゆる共産党市議団がやられている行動についての問題提起で、議会運営委員会で、今、図られているところです。当初は、これで図られれば、それで何らかの形で結論が出て終わるだろうと思っておりました。しかしながら、3月6日、そして、5月8日の議会運営委員会を拝見しまして、山田議員の答弁や態度——態度というのは、見た目なのでちょっと違うかもしれませんが、こんな開き直ったような答弁でいいのかと。これはちょっと、中島議員のお名前を出して申し訳ないんですが、少なくとも中島議員はこれを改めようという姿勢が少なからず見えました。しかしながら山田議員は、

それに対して逆切れするような中身もございました。それを見た我々市民は、陳情だけで済ますわけにはいかないと。この陳情した中身も踏まえて、山田議員は政治倫理に問われるべきだということで、市民104名が数日の間に、一気に署名が集まって、先般、提出させていただいたということです。では、ここから具体的に政治倫理審査会に山田伸幸議員お1人を提出した???問題であるということで、審査請求を行った理由を個別具体的に申し上げます。提出理由を個別具体的に申し上げますということ。会長続けてよろしいですか。

松尾数則会長 どうぞ。

樋口晋也参考人 まず、3月6日の議事録も資料として、私のほうで提出させていただいております。まず、議事録の4ページの上のほうに、勧誘配付集金業務を行っているかという質問に対して、「行っているが、何ら法に触れるものではない」という回答、「触れているとは考えておりません」という回答が出ました。庁舎内の管理規則にあるんですね。このことは後ほど申しますが、管理規則は知っているんだけど、法律ではないからいいと。一体何を言っているのか、意味が理解できません。その次に、「管理規程は知っているが、我々も非常勤とはいえ、地方公務員であるので、ある程度のことは許される。」と。これは市長が言ったんでしょ、そういうようなことを。学校の先生が教育委員会に来て、教育委員会の資料を見るんでしょ。学校の先生が市役所に来て、市役所の資料を、住民票を勝手に見たりするんでしょ。もう勝手な解釈で、地方公務員というくくりの中で、法令遵守の意識があるのかなのか、知っていて開き直って言っているのか、全く理解ができません。これを議会運営委員会で答弁しております。また、「職務中に行うことは、職員の職務専念義務違反になるのでは」ということに対して、山田議員は、「そんなことになるとは認識していない。時間が取れないと言われれば、割って入ることはしない」という回答がありました。要するに自覚がないんですね。アンケートでも、議員が物を言えば圧力を感じ

る、極めて当たり前のことが執行部の職員に対するアンケートで明らかになっております。その想像力もない方なんでしょうか。圧力を感じる職員は、それを圧力ですよと言えないから問題であります。そもそも職務中に、「この人は手が空いちよるからええかなあ」とか、そんなことをどうやって判断できるんでしょう。この答弁自体が自分本位なやり方であると感じております。また、そのことについて、「昼休みや業務時間外を心がけているが、状況に応じて、時間内のこともあるかもしれない。」と。あるかもしれない、あったから問題なんですね。しかしながら、こうやってのらりくらりと言い訳をして遠回しにごまかすような発言は、品位のかけらもない、みっともない発言だと感じております。そして6ページに飛びますが、明るいまちのことについて、「想像だけで、事実確認もしてないとあるがどうか」ということに対して、「明るいまちについてそのように書かれているのは心外である。誹謗中傷だとか、山門記事とまで書かれているが、それはその人の受け止め方であって、私はそうは思っていない。」と。これからこのことについてはいろいろ、後ほど出ますが、では、その場で出ました森山議員の家売却の記事はどうなんでしょうか。一市民である樋口晋也の個人名、実名を書くことが、どうなんでしょうか。何も考えずその場しのぎの言い訳をしている、その姿勢は極めて問題であると思っております。また、「事実確認はしっかり行った上で書かれているのか。」。それに対して、下のほうですけども、「限界はありますが、事実確認できないようなことを書くことは、基本的にはないと考えています。」。うそです。私は、事実確認されていません。虚偽の発言が議会運営委員会においてされています。また、7ページの「議員の地位を利用して勧誘を行っている」とありますけども、どうなんかということに対して、「議員の地位を利用してという意味が分かりません。職員に高圧的に取れなどということはありません」という回答でした。そもそも論として、この陳情の意味は、議運の皆さんにおいては理解されていると認識していますが、議員自体、その存在自体が、権力者で、圧力になるんだと、職員は怖いんですよ。そのことを理解していない。理解せずにおいてそうやっているとすれば、その能

力を疑いますし、私には分かっている、わざとそういうふうに行っていると聞こえます。続いて10ページのところに、立入り禁止区域について、「立入り禁止区域については守っている、許可なく立ち入ったことはない」との発言がありました。立ち入るときは大体において許可を得ているという回答、答弁だったわけですが、大体において、まず、許可なく立ち入ったことはないと断言しているんですね。ところが、大体において許可を得ている。やっぱり100%ないって言ったんだけど、大体ないですよ。このごまかしのよう表現はいかかなものかと。議会は言論の府であるということは皆さんが一番、御承知のはずであります。議員が、そういうような言い方をするというのは極めて不謹慎であると思っています。そして、私自身、職員から、カウンター内に許可なく立ち入った過去を私は証言を得ています。しかしながら、否定されていますので、これについては後ほど申しますが、議会として、執行部にその事実確認を行っていただきたい。そこはぜひともお願いいたします。11ページに移りまして、11ページの上のほうに、議案審査権の前では全ての個人情報が出てもよいとの考え方は間違っているとありますこのことに関して正しいと思っていますかということに関して、山田議員は、「なぜ、このように書かれているのか分からんと。そして、あたかも個人情報を得るために、入っているかのような書き方をされるのは心外であります」と。山田議員のおっしゃるとおりだと思います。しかし、明るいまちには、議長が個人に情報を漏えいさせられたととれる文脈の記事など、多々そういう記事があります。これはまた後ほど御説明しますが、自らがそういう書き方をしておいて、自分たちが書かれると、心外だと。書かれたほうはみんな心外なんですよ。そのことをしっかりと考えていただきたいと思っています。土地の無断借用の件について、12ページですけれども、「今の話によると所有者の許可を取られてないんですかね」ということについて、「許可を得なくちゃ……」というか、その後半に行きます。こういったことを指摘されるということが私たちの政治活動の自由に対する干渉であると、はっきりと考えます。そして私たちはこういった政治活動の自由を、この場で取り上

げること自体が問題であるという発言があります。日本は法治国家です。中国は共産党統治国家です。山田議員は、統治国家と日本を勘違いされているのでしょうか。党の政党活動であれば、私有財産を犯すこと、見とらんから文句言われんから縄張張ってないからいいという、この大柄な態度、これが所属の共産党の考えなのか、山田伸幸議員個人の資質なのか、極めて問題があると考えております。そもそも、許可を取る必要はないと考えているのかと、12ページの下のほうにあります。「許可を求められる場所では許可を申請する。私は1日に街頭宣伝を何十か所もやったことがあるが、全ての許可を得ることはしていません。」と。これを堂々と言われるわけですよ。法令遵守の意識がないと言わざるを得ません。続きまして、一つ一つ挙げませんが、5月8日の議事録のほうに入ります。17ページ、「森山議員の家の売却の記事があったがそんな事実はないのに、事実確認もしていないで書くのは、これは個人を誹謗中傷しているのではないか。また、プライベートなことではないか。」ということに対して、山田議員は、こともあろうか開き直って、「具体的に何月何日付で出されたものか提示していただければお答えしようと思う。」。こんな誠意のないふざけた答弁があるのでしょうか。人間性を疑う発言です。そして、それに続いて、「表現について記事に関連する人から、事実と違うと指摘があれば、訂正や謝罪記事を載せることができました。森山議員のことについては、今初めて申出がありましたので、精査したいと思えます。」。初めてじゃないはずなんです。私は、別の政倫審で、そういう事があったことを知っております。しかし、私は森山議員に確認しておりませんが、精査された後、訂正があったのか、謝罪があったのか。これは改めて、森山議員に確認していただきたい。少なくとも、されていないだろうと認識しております。要するに、事実確認は本人に行っていないということなんですね、事実なんですね。さらに、「できる限り事実に基づいた記事を書こうと努力しているが、事実確認を怠る、あるいは認識の違いということはあるかと思う。」。認識の違いについては、もう結構です。しかし、「事実確認を行うことがある」。そんなふざけた文章、議員の連名の新聞で、市

民に知らせていいんですか。言論の府として責任を持った発言をするには、また、記事を書くには、事実確認を行うのは当然じゃないですか。それを開き直って、そういうことがあろうかと思う。冗談じゃありません。そして、事実確認を行ったあらゆることについて謝罪していません。さらに、山田議員は、間違っていたら謝罪文を掲載するということで、その名誉が、失礼、回復すると考えているのかということの質問、要するに、想像で書いて、事実確認を行ったことがあろうかと思うっていうことを本人が認めているわけですが、それに対して議員から、「間違っていたら謝罪文を掲載するっていうことで、その名誉が回復すると考えているのか」という質問に対して、「本人が納得できないなら、裁判などになると想像する」と。裁判せんやったらもう何でもええんかと、みんなそれでじくじたる思いを、執行部も、職員の皆さんも、議員も市民もみんなそういう思いをしているんですよ。それを、裁判になってないんじゃないから関係ないじゃろ。そんなね、開き直った答弁があり得ますか。そして、続けて山田議員は、「今まで20数年間その裁判になったことはなかった」と、うその答弁をしています。個人名、企業名は伏せますが、ブラック企業発言で裁判が行われました。買ったか負けたかのことを私は言っているんじゃないありません。裁判は実際にやっているんですよ。今まで20数年間なかった。これも虚偽答弁です。「多くの人の目に触れることなんだから、全部事実確認をするべきではないか。」。それに対して、「そういう場合は謝罪をするし、納得していただければ考えなくてはならない。」。今現在も謝罪を受けていない、訂正記事も出ていないことが山ほどあります。その場しのぎの虚偽答弁じゃないんですか、これは。続いて、22ページです。「学校の所有地か、個人の所有地かなどを考えているのか」ということに対して、「これについては、20数年街頭演説をしている場所でどこからも苦情を受けていない。」。重複しますが、何も言われなければ許可を取らなくていいんですかと。これをね、堂々と議運で言っているんですよ。そして、「明確な表示があれば配慮するが、スペースがあれば、基本的に行っている。」。私有財産の受け止め方というのが、論外のものであります。「ロープなどの

明確な区切りがなければ、国、県、市、あるいは個人の土地など関係なく、自由に使っているということか」ということについて、「やめろと言われればすぐに引き上げている、許可を取る必要がないと思われれば許可なくやっている。」。他人の土地をクレームがなければ許可なく使用することを当然だと。その考えは、法令遵守の意識を持つとか持たないじゃなく、今の世間常識からかい離しているんであって、教育委員会から言われるか、個人から言われるかという問題じゃなくて、そこが教育委員会の土地じゃなかったって知らなかったわけですよ。そんなの教育委員会であろうが個人であろうが国であろうが関係ないんです。自分の土地じゃないであれば、土地を利用するのに、許可を取らなければならないという法令遵守、私有財産を認めるセンスがなければいけない話だと理解しております。この議会運営委員会において、公明党の議員も併せて呼ばれました。公明党の議員は許可を取って行っていることを断言されました。街頭演説についてです。私の知る限り、そして私も自民党にいた当時、自民党の街宣車を呼んだりする中で、私の知る限り自民党においても、公明党と同様に、私有地については、必ず許可を取った上で街宣活動を行っています。共産党の山田議員は、政党活動の自由ということで主張しているのか分かりませんが、先ほど申しましたように、中国共産党が法律の上位にあるという思想を、この日本でも実現しようと、実行しているというふうに見えます。私の知る限りでは、中国共産党と日本共産党は一線を画していると認識しております。とすれば、山田伸幸議員が、そのような危険思想を持っていると考えています。このような議会運営委員会の発言について、これはお2人のことについて審査してくださいという陳情のレベルではない。このような無自覚で開き直った、横柄でわがままで自分本位な山田伸幸議員は、この議運で諮られるだけではなく、やはり品位と品格を保持する、この政治倫理条例に反するものであると、私たち104名は認識し、このたび提出させていただきました。取りあえず、今のところまでが提出の理由、詳細の内容についてありますが、喉がかわきました。

松尾数則会長 休憩をしたいと思いますが、今まで言われた内容は基本的に、今、請求書が出ておりますけど、その内容の条例違反の件の1から6ぐらいまでの内容で説明されたと認識しているんですが、それでよかったですか。

樋口晋也参考人 それについては、また後ほど詳しく説明しますが、議員の皆様方におかれましては、議運を皆さんが全部見られていると認識しておりません。議運の中で諮られた、そのことが問題で、政治倫理審査会を立ち上げるに至った理由について述べたんであって、その詳細については、後ほどになります。

松尾数則会長 また後ほどになるんですね。（「はい」と呼ぶ者あり）今まで条例違反の件1から7まであるみたいですが、その内容について、かなり今までの内容とオーバーラップしている部分はかなりあるかと思いますが、その辺の説明がまたあると。10分ほど休憩します。

午前9時41分 休憩

午前9時48分 再開

松尾数則会長 それでは休憩を解きまして審査を続行いたします。つまり、樋口参考人に当たって、樋口参考人にちょっと、忠告いたしますけれど、先ほど中国共産党とかそういった内容も出てきましたけど、範囲を超えるような内容については御遠慮していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

樋口晋也参考人 中国共産党のことは関連しているんですけども、山田議員の選挙ポスターを拝見しても、国政に関わるようなことも掲げてやっていらっしゃると思います。そのことは、私は政治活動として、山田議員を否定するつもりはありません。国政政党の一員としていらっしゃるからです。

しかし、今回の一連のことが、これが日本共産党なのか、しかし日本共産党がそうではなくて中国共産党がそうであるという中で、中国共産党を目指す方なのか日本共産党の方なのか。そここのところは大事な一つの問題信条の自由はありますが、政治家として、もし私有財産を認めないというようなやり方をするのであれば、これは大きな問題であるという問題提起、だから私は断言しているのではなくて、山田議員にここに問題があるのではないかという問題提起ですので、範囲を超えているとは思いません。こちらから聞かれんから、何かあったら言うてください。

松尾数則会長 それでは続けて、内容説明をお願いいたします。

樋口晋也参考人 それでは、今度は資料について重複するところがございしますが、ちょっとそこは御容赦いただきたい。余りにも多くのことがあるために、最初に言いましたように、ちょっと御説明をしなくてはなりません。重複することについては御容赦ください。資料について順次説明いたします。1番のこの請求書については省略いたします。2番については、議会運営委員会にも出している部分でございしますので、これも省略をいたします。議会運営委員会に出しております3枚目の陳情書については、もう皆さん御承知のことということで省略させていただきます。4枚目は復習ということで申し上げます。執行部が職員に強制的にではなくて、アンケートを取られたということで皆さんも御承知のことだと思いますが、勧誘を受けたことがあるという方が52名いらっしゃった。その中で、心理的な圧力を感じたという方が82.7%いらっしゃった。そして、勧誘を受けて、圧力を感じた人のうちの81%が、購読するようになったと。この事実を踏まえて、皆さん、慎重審査をお願いしたいと思います。この資料については終わります。続いて、五つ目。これは日本共産党山陽小野田市議会議員団、明るいまちに掲載されたものですが、これは私、ホームページかフェイスブックだったか、共産党議員のフェイスブックを拝見して、これが出たということで、情報公開条例に基づいて、原本も入手をしております。これについて、資料説明をしていき

たいと思いますが、この中に上から3行目、8月25日に政経フォーラム21を名のる樋口晋也氏が、政経フォーラム21、一政治団体です。名のる樋口晋也、私個人。こういう個人を公の場に、こうして明るいまちに出していくというようなことが許されていていいんでしょうか。大変私は不愉快であります。しかも、政経フォーラム21を名のる樋口晋也氏が設置請求の取下げを——自治会長ですので、実名で申し上げます。個人情報に当たらないという認識しております。■■■■会長に示唆し、迫ったと。見たんですか、というようなことが書いてあります。私が、取り下げてもらって何のメリットがあるのか。間に入ることで、何の意味があったのか。森山喜久議員が自治会長時代にうんぬん、私はそのことを審査するのをやめろなんて一言も言ったことはない。ただ、そのプロセスの中で、おかしいことが行われていますよと、どういうことですかということを書いただけなんです。そして、その当事者となるためと書いてあるわけですが、その理由が、私が森山議員を守り特定の議員を攻撃するためと。何ですか。特定の議員というのは、矢田松夫議員のことだと認識しておりますが、議員を攻撃するために、何で自治会長のところに行って取下げを迫るんですか。普通に考えて分かるでしょう。しかも、取材なしでね。1個1個行くと時間がかかりますので、次、三番目、設置請求書は市民の権利でありうんぬんと。このことについて、市民の基本的な権利を侵害する重大な事犯であり、到底看過するわけにはいかないと。私が取った行動がですね。この自治会長の人格を否定する言葉でも、これはあります。私が迫ったから取り下げたんですか。大変失礼な話ですよ。それを市民の基本的な権利を侵害する重大な事犯とって、犯罪者でもあるかのような取り上げ方をして、看過するわけにはいかないと。冗談じゃないというところでもあります。そして、私に対して、これまでも、長谷川知司議員や、これは当時ですね、山田伸幸議員に対しても既に同じような行為を行っており、とあります。長谷川議員、確かに私、もめました。対立しました。私なりの政治活動を行いました。しかし、腹を割って話をしたところ、思いは一緒であるということで、握手をしたという経緯がございます。そのような事実を確認さ

れていないからこういうふうを書けたんだと思っています。そして、山田伸幸議員に対しても、既に同じような行為を行っている。同じような行為、これは市民の基本的な権利を侵害する行為を行っているというふうに私は読み取っております。山田議員が、執行部から怒られるかもしれませんが、市長に対して、市長の出自に対して、市民の声ということで発言をしたことがありました。議案と全く関係のないところです。執行部から抗議が来た。これは正式じゃないので、私が正式に聞いた話じゃないので、うわさかもしれません。ここははっきり分かりませんが議会に抗議が来たといううわさを聞いております。私もこれは大きな問題だということで取り上げました。市長も市民ですよ。山田伸幸議員が責められて当たり前じゃないですか。それをもって、議会制民主主義への重大な挑発行為と言えると。何が言いたいんですか。こんなふざけたことで人を陥れる。このような文章が議長に提出され、フェイスブックに紹介され、ホームページがどうだったかちょっと記憶にありませんが、こうして明るいまちで、購読者に私の人格が疑われるようなことを書かれております。上から1、2、3、と来まして、それぞれ、これ分かっているわけですね。次の4、これは4が最初から8号か9号かあるかと思いますが、これが一つになっています。読みます。「政経フォーラム21の樋口晋也参考人氏は、高松議長と昵懇の間柄であることは注目の一致するところである。樋口晋也氏の今回の一連の行為に対して、高松議長の理解と了解があったかが問われている。特に今回、樋口晋也氏の一連の行動に関して、高松議長や会派創政会のメンバーの関与が疑われるのは、樋口晋也氏が■■■■会長宅で、横領容疑という設置請求書に書かれていた文言を口にしたからである。新聞報道でも、掲載されていない文言であり、議会事務局に提出後、市民には、未開示の設置請求書を樋口晋也氏に渡した者がいたことは明白である。いずれにしても議長に提出された設置請求という市民の権利が、このような形で侵害され、それに議員の関与が疑われ？事態は、まさに市民の権利が地に落ち、議会が無法地帯となってしまうことになる。」と、高松議長と私のこと、そして情報が、高松議長から漏れたかのように取れる。読んだ人

間、104名みんなが、これは高松議長が樋口に漏らしたんだろうと。この記事を読めば、と言っております。私は、さきの政倫審で音声データも出しました。証言もしました。この事実を知ったのは、私は、自治会長のお宅に行って話を聞いて、事実確認をするために見せていただいた、そこにそういう文言があったから使いました。そのことは、さきの政治倫理審査会、別の審査会の議事録、そして音声データで明らかになっていることだと思っております。このことを一つ事実確認なんかされてないんです。次に行きます。次、6枚目の資料、これも、市議団が出した明るいまち9月11日、矢田議員を狙い撃ちした政倫審請求、創政会議長会派のやることなのかと。高松議長より訂正の要求、樋口氏より公開質問状、高松議長が、「森山議員を守るとは一言も言っていない。特定の会派の便宜を図ったことはないし、利益を追求するようなことはしていない。公正公平を心がけている。」。しかし、高松議長に対して、共産党市議団は、「議長として公平な議会運営のために会派を離脱するように申入れを行っている。離脱してないことが特定会派への肩入れ疑惑を呼んでいる。」と。議長が会派を離脱する問題とですね、この今回の問題を一緒にするというような、何か誘導するような記事の書き方、極めて下品ですね。そして、これも取材を行っていない。で、一方的に出している。そして、後段には、「また共産党市議団に樋口晋也氏が、公開質問状を届けるようにとのことで議長を通じて手渡されたことも疑問です。」。何が疑問なのか分かりません。市民が議員である、そして、共産党市議団を標榜する政党に対してですね、弱い立場の一市民が、直接出すには勇気が要ります。議会を通して、質問をしたいということの、何が疑問なのか、全くもって分からない。ただ、印象操作をしているということだけは、この記事から分かります。そういう意味で、資料として提出させていただいております。続いて7枚目、政経ジャーナル8月号外。先ほどの裏づけのところを書いてありますが、右側の中段ちよつと下、「そこで、念のため、審査請求書の確認を申し出たところ、本日（25日）事務局で控えをもらってきたとのことで、ちゅうちよなく開示されました。しかし、見てみるとそこには、森山喜久議員、業務上横

領違反容疑と明確に記載されていました。」。こうして書いているにもかかわらず、先ほどのようなものが出てきたということなんですね。この政経ジャーナル8月号外が、要するに8月に出しておるんですけども、前ページのものは9月11日に発行されております。こうやって記しているにもかかわらず、虚偽の記載がされているということです。そうすることで8ページ、公開質問状を提出させていただいたということで、これは、鑑文書ですね。そして、9枚目の資料、公開質問状。4番ですね。政経フォーラム21の樋口晋也の行動の真意について様々な記述がありますが、直接の取材も聞き取りも問合せも一切受けていない。どうやって確認を取ったのか具体的に回答してくれということをお求めました。その回答が、次、資料10の4のところ。「貴殿が■■■■氏宅を訪問したときの貴殿と■■■■氏とのやり取り、そのときの状況については、■■■■氏から、矢田松夫市議を通して聞いています。本書面では、その聞き取り内容から合理的に推測できる貴殿の行動の意図などについて、私たちの見解を示したものです。なお、聞き取った内容などから判断して貴殿からの聴取は必要ないと判断しました。」。冗談じゃないですね。私の行動の意図などについて、私たちの見解を示した。何の問合せもなくですか。こんな好き勝手な推測で書いていいんですか。だから私は、陰でこそこそやるからゴキブリだって言ったんですよ。そのゴキブリ発言に対して、共産党から3通脅迫文を頂きました。私は、こういう正式な書類が来るって、すごく怖かったです。市民を脅かすんですよ。自分たちは好き放題書いて、執筆者は山田議員です。こんなね、責任はもちろん、中島議員もあるんだということをおっしゃっていましたが、こんなふざけたことが許されていいんですか。と、思っています。聴取の必要はないと判断しました。何で判断するんですか。ふざけた話です。続いて、一応こういう文書を出したやり取りということで11は資料として出しております。そのようなごたごたがあった後に、矢田松夫議員が、市民に呼びかけるチラシを出されて、山陽の総合支所で、市議会の正常化を求める市民の会が設立され、森重代表、こちらにありますが、御本人が来られたかどうかは、ちょっと情報は把握しておりませんが、来られた

と。そして、ここで、議長に対しての疑問符があるんだと。これは市民が活動されていることで、これについて私は、異議はございません。それに対して、しかしながら、矢田松夫議員、そして共産党議員のお2人が大きく関与していました。これは資料を添えておりませんが必要であれば、要求がありましたら提出しますが、次第の内容等について、お三方のお名前が出ております。だから資料請求があれば、私も補完資料として提出いたしますので、必要なければ出しませんが、大きく関わっています。大きくアドバイスを受けた中で、この市民の会が出されたんだと認識をしております。そして、これは正式に議長にアポを取っていきましました。そして、これも情報公開で、議長が議長名で出した回答書も頂いております。

松尾数則会長 すみません、暫時休憩いたします。

午前10時10分 休憩

午前10時14分 再開

松尾数則会長 それでは、休憩を解きまして、審査を続行いたします。

樋口晋也参考人 続けます。正常化を求める市民の会からの請求が来たこと、要望書が出されたことについて、議長が回答を出されています。それはここにあって、極めて当たり前のことが当たり前に書いてあるなという感じだったんですけども、市民の会の方も納得をされたようです。これは議長にアポを取ってお話をしたことなので、公開して問題ないと思いますが、議長と、この会の方が届け出たときには、あれはちょっといつだったか分かりませんが、多分、議長室で会われたんだと思います。会われて話をしたら、納得をして帰られたと。それで文書でちゃんとお答えしますと言うたら、「分かりました」というような内容であったと記憶しています。そこでですね、この市民の会が議員に政治利用されてい

るんじゃないかと思っています。3人の議員が先導して立ち上げた。立ち上げたのは、市民の意思なので、私は山田議員と違って市民の意思をばかにするようなことは考えも及びませんが、誘導されたにしても、市民自らの意思でこの会を立ち上げて議長に申入れをした。それが共産党によって、あ、失礼、党ではないですね、明るいまちなどによって、公にされました、この要望書はですね。そして世間の知るところとなったわけです。私もそれで知りました。その内容が納得できるものだったと。私の推察ですが、この議長の回答書については、一切ノータッチ。市民の会も一切動きがなくなりました。私の推察ですが、市民の会の皆さんは立ち上げて、これは問題があるかもしれないぞと思ったが、議長からの回答書、議長との話によって、全て納得できた。だからこの会を継続する必要がない。だから、そのまま終わったんだというふうに理解をしております。そのような形で資料を提出させていただいております。会長、以上で説明が終わりまして、ここから一つ一つの審査請求の内容について、もう今大筋全部ざっくり進みましたので、事実認定をお願いしたい内容についての発言をしたいと思いますが、継続してよろしいですか。

松尾数則会長 はい。

樋口晋也参考人 では、政倫審におきましてですね、皆様方に審査いただきたい内容について、順次申し上げます。まず、これは、議運に出された、1の職員の勤務時間中の勧誘、配付、集金業務を行ったことについて。まず1、職務中の職員に対する議員の、これらの行動を見た他の議員や市民は、議員は何でも許されるのか。その節度のなさに議員としての品位を疑われることになったと考えております。詳細については、今まで述べたとおりです。これが、該当するのかもしれないのか。事実認定をお願いします。これ、今申し上げているのは全て第3条第1号の違反についてでございます。続いて2の明るいまちによる個人の誹謗中傷プライバシーの侵害、事実確認のない記事掲載、虚偽記載についてです。全て第

3条第1号違反という取り上げ方をしております。項目でいうと2になります。樋口からの公開質問状において、取材をしていない状態で、記事を掲載したことを認めています。これは、事実確認をしていないで記事を書いたということで、第3条第1号違反に該当すると思っております。これについての適否。3番目。上記の、今2を申し上げましたがこの2について、謝罪も訂正記事も出ておりません。この事実確認と、それが正しいのか間違っているのか、適否について、お願いします。4番。樋口個人に対する誹謗中傷が紙面に掲載されていると考えております。このことは第3条第1号違反だと思っております。この事実認定と適否についてお願いいたします。5番目、今申し上げた誹謗中傷というものについて、謝罪も訂正も行われていない。この適否についてであります。6番目、私人である樋口個人の名前が掲載されプライバシーを侵害している。第3条第1号違反ではないのだろうかと思っております。この事実認定と適否について、審査をお願いします。7番目。6で申し上げた。プライバシーの侵害について、謝罪の謝罪も訂正記事も出ておりません。この、事実認定と適否についてお願いします。8番目、あたかも議長が外部に情報漏えいをさせたかのように取れる文章を、議長本人に、あるいは樋口本人にも確認せずに掲載した。人を陥れる、これは、文章ですね。この事実認定と、第3条第1号違反についての適否。9番。上記8について、謝罪も訂正も出ていないと認識しております。その事実認定と適否。10番。森山議員に対して、生活に窮していたためにアルバイトをしているというプライバシーの侵害。第3条第1号違反についてに該当すると思いますがその事実認定と適否。11番、上記10について、謝罪も訂正も行われていないと思えます。これは、御本人に確認をいただきたいと思えますが、その認識が正しかった場合、その事実認定と適否。12番、議員が、森山議員が生活に窮していると、誹謗中傷を行っております。この事実認定及び適否。13番。上記12について、謝罪も訂正もないと認識しております。この事実認定と適否。14番、議員が、森山議員が家を売却したなどの虚偽の記事を掲載した。この事実認定と、第3条第1号違反についての適否。15番、上記14に

ついて、謝罪も訂正もされていない。この事実認定と適否。16番。事実確認をせず、森山議員のプライバシーを侵害した。上記に挙げたことですね。アルバイトのことだけ10番で触れていますが、それ以外の部分、もう1個1個挙げると切りがないのでまとめました。議員のプライバシーを侵害した。この事実認定と適否。17番。上記16について謝罪も訂正記事もない。この事実認定と適否について。3番。3番目に、第3条第1号違反についてですが、立ち入り禁止区域内への許可なき立ち入り。先ほど申し上げたように、これは18番になりますが、認めていないので、執行部に対して議会より調査依頼を行っていただくよう、要請して事実確認をお願いいたします。その上で、適否について、御判断いただきたい。復唱になりますが、私自身は、3名の職員の証言を得ております。しかし、個人名は、圧力がかかりますので申し上げます。次、19番。他人の土地の無断使用について。議運で明らかにこれはなかったことですが、そもそも法令遵守の意識がない、欠如している、この事実認定について、そして適否。これも大きく省略をさせていただきました。一つにまとめております。次、20番。議会運営委員会での虚偽答弁についてです。20番。森山議員より、初めて抗議が来たとの虚偽答弁。この事実認定と適否。議事録がありますので確認してください。21番、20番について、今日初めて申出があったから対処すると言ったが、何もしていないという事実認定、そして、それをしていないというのは虚偽答弁であるという事実認定、この二つが、21番には、あります。そして、第3条第1号違反についての適否。22番。これも大きくくっっております。事実確認ができないようなことをそこに書くということは、基本的にはないとの虚偽答弁。これまで説明しましたので、もう何度も言いませんが、事実確認ができないようなことはそこに書くということは基本的にはない。さきに御紹介したように、確認しないで書くこともあるかのような発言。全く整合性のとれないその場しのぎの虚偽答弁を行っております。それをあらゆる角度から、虚偽答弁がなかったのか、その事実確認と事実認定と適否についてお願いいたします。23番。できる限り事実に基づいた記事を書こうと努力しているとの虚

偽答弁。事実確認の努力していないじゃないですか。電話 1 本すれば済む。議場に議会に来れば議長がおるし、議長に聞けば、あんたこれはほんとかねと、聞いたら済む。そのこともせんで努力していると。努力という日本語が分からないのであれば、しようがないと思いますので努力という日本語を山田議員が分かっているかどうか、確認の上で、こういう発言をしたこの虚偽答弁をしたことの実事認定とその適否。24 番、立入り禁止区域に許可なく入っていないとの虚偽答弁。これは確認いただいた上で、言ったとすれば、この事実認定と第 3 条第 1 号違反についての適否でございます。25 番。これまで裁判になったことはないとの虚偽答弁。この事実認定と適否。そして、議会運営委員会での法令遵守意識の欠如についてです。26 番。庁内で許可を得ず、勧誘活動等を行っているが、何ら法に触れるものではないという発言。これ庁舎の規則であるということは本人も自覚していましたが、法に触れないからいいんだよと。これこそ法令遵守の意識が欠如しているのではないかと考えております。この事実認定と、その適否についてお願いします。27 番。管理規程は知っているが、我々も非常勤とはいえ、地方公務員であるので、ある程度のことは許される発言。ふざけんなという話だと思っております。この事実認定と適否。28 番。誰の所有かを調べて、街頭宣伝をするということはありませんでした。こういったことを指摘されるということは、私たちの政治活動の自由に対する干渉であると。はっきりと考えます発言。これは、市民に、提出者に対する脅迫とも取れます。そして法令遵守の意識が欠如しているという意味で、その事実認定と適否。29 番。許可を求められる場所では、許可を申請する、私は 1 日に街頭宣伝を何十か所もやったことがあるが、全ての許可を得ることはしていませんとの発言。法律がないと言っている話なんでもう説明しませんが、この事実認定、この発言の事実認定と適否について審査をお願いいたします。以上が、第 3 条第 1 号違反についての私からの申入れでございます。それ以外にも多々あるかと思いますが、慎重審査をお願いしたい。続いて、第 3 条第 6 号違反についてであります。第 3 条第 6 号は、市職員の公正な職務執行を妨げ、または当該職員の権限、もしくは地位によ

る影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。今回私が申し上げるのは、市職員の公正な職務執行を妨げているという意味で、第3条第6号違反だと考えております。職員が休憩時間外に、要するに職務執行中に、声をかけられた事実をオブラートに認めていらっしゃいます。その事実認定が必要でございますが、職務を行っているとき、ペンを持って黙って座っていることもあるでしょう。そのときに、職員は、公正な職務執行をするために考えているんですよ。そのさなかに声をかけ、80%以上の者が圧力を感じる議員が声をかければ、対応せざるを得ない。職務を妨げたんですね。話をして忙しそうにしよったら、それは遠慮しよった。権力者が何をそういうね、言い方で言っているんですか。自分たちの新聞を取ってくれ、金払って取ってくれ。その行為が間違っていると言っているんじゃないんです。勤務時間中、職務執行中に、職員の手を止めた。「ええですか」、「今、ええかね」と言われて、「いけません」って言えますか、権力者に対して。圧力を感じている人達が言えますか。その結果として、公正な職務執行に取り組む職員は圧力を感じ、結果として、それは妨害行為となりました。職員の報酬は、給与は、我々の血税であります。その血税を市民の税金を共産党市議団により無駄に支払われたこととなります。その事実認定と適否について、慎重審査をお願いいたします。長らくすみません、お時間がかかりましたが、以上でございます。

松尾数則会長 陳情書の中の3プラス1の責任についてという内容はどうなるんですか。調査請求書にありますけれど、議運審査での虚偽答弁の説明及び法令遵守、問題点が三つある一つの責任についてという内容については、今の内部で全部入っているということですか。

樋口晋也参考人 プラス1というのは陳情書を御覧いただきたいと思います。資料の3になります。これは、両名の新聞赤旗の購読勧誘配付集金等ががいけんのじゃないかということと、立ち入り禁止区域と中学校の正門前での山田議員のこと。そして、というような内容でこの三つとプラス

1というのは、織り込まれている「明るいまち」の内容について、おかしいということです。プラス1というのはそのことで、明るいまちについては、先ほど来御説明申し上げているとおりです。

松尾数則会長 明るいまちの内容ということですね。はい、了解いたしました。それでは、樋口参考人の説明が終わりました。若干休憩を入れましょう。40分まで休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時40分 再開

松尾数則会長 休憩を解きまして、審査を続行いたします。参考人の説明が終わりました。委員から、まず、質疑を受けておきたいなと思います。いろいろなことがありました。60から70の項目があるそうですので、なかなか、委員で聞き取れないというか、聞き取りが及ばない点がかかなり多くありましたので、議事録を見るとか、すみません、事務局、議事録は基本的にはいつ頃になるのでしょうか。議会の最中ですからねえ。

中村議会事務局次長 時期をなかなか断定するのは難しいですが、速やかに作成し、ホームページに公開しようと思います。

森山喜久委員 貴重な御意見をありがとうございました。確認させていただきたいんですけど、12ページの、市議会の正常化を求める市民の会からの代表者から出ている要望書、先ほど明らかにしてほしいという30項目から一応外れておったという認識をしておるんですが、よろしいですかね。

樋口晋也参考人 結論は、はい、いいです。というのは、私は山田議員と違って、市民の会の意識、意思は尊重しております。市民の自主的な会なん

ですね。だからその回答に対して市民の会が納得されたということで納得しております。ただ、品がないなということで申し上げたのは、大きく関わって、要望書については、ばあっと広めているのに、自分たちが思う流れにいかなかったら、それを掲載しないというのは、品のない、情けない人やなあというふうに思っただけで、ただ、そういう意味で参考資料として、議長との間にそういう出来事も起きていますという資料でございます。以上です。

森山喜久委員 それであるならば、できれば、先ほどあった資料、市民の会、行われたときの資料のほうの関係の資料もあるよというふうなお話もあったので、そちらの資料もできれば頂きたいと思います。ただ、議論になるかどうかは一概には言えないんですけど、今からの審査の中で触れるかもしれないし、踏み込むかどうかも分からないですけど、その資料も頂けたらと思いますが、どうでしょうか。会としてそちらの資料を要求したいと思いますが、どうでしょうか。

松尾数則会長 どうでしょう。あったほうが、いろいろこれからの審査にも役立つんじゃないかという気持ちもありますし、頂くということでよろしいですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）では、樋口参考人、よろしくをお願いします。

樋口晋也参考人 はい、随分前のことなんで、持っているはずですが、ちょっと掘り起こしてみないといけないんですね。ちょっと、できるだけ早く、はい、提出したいと思います。

松尾数則会長 よろしくお願いたします。そのほか、質疑はありますか。

白井健一郎委員 資料の4ページを見てください。ちょっとこれ字が消えていて読めないんですけども、このアンケートですね、これはまずどこがアンケートを取ったのかということと、それから、いつ頃の話、いつぐ

らいに取ったのかということについて教えてください。

樋口晋也参考人 昨年の11月だったかに、12月定例会で、伊場議員が一般質問で、こういうことがあるのかということに対して、当時の川地総務部長が、「調査しよう」ということで、恐らくこれは執行部に確認しないと正確な日付は分かりませんが、恐らく12月の終わりから年明けにかけて行われたもので、執行部が職員に対して強制はできないので、いわゆる任意で協力いただけるものに任意でアンケート調査を行った、その結果だということ、これが議運だったかに提出されております。伊場議員が質問したことに対して出た答えですが、議会としてもそれは参考にしたいということで、執行部が議会に対して提出し、議会運営委員会でこれが表に出た資料でございます。

白井健一郎委員 もう1点。政経ジャーナルについて、発行人にお伺いしたいんですけども、大体何部ぐらい発行されているんでしょうか。それは回によって違いますか。

樋口晋也参考人 請求代表者樋口晋也個人でございますが、関連するのでお答えはしようと思います。何度ぐらいつてのはちょっと、もうちょっと質問の内容を……

白井健一郎委員 何部ぐらい。部数です。

樋口晋也参考人 これはですね、トップシークレットやけえで言われませんか。少なくとも1,000部とかっていうレベルではない。（「もっとずっと多いということですか」と呼ぶ者あり）はい。多いと思ってもらったほうがいいかなあと思って。

白井健一郎委員 これは今後こちらの委員の中で話し合うことなんですけれども、なぜ聞いたかということもやはりちょっと伝えなければなりません

ので、私はこの明るいまちで、いろいろ樋口参考人が指摘されたこと、いろいろな問題点があったかどうかを今から事実認定、そして評価をするわけですけれども、私の一つの考え方として、日本共産党、明るいまち、そのままイコールじゃないかもしれませんが、赤旗に挟んで配られる明るいまちというチラシがあるならば、それに対する反論は、樋口氏側も、自ら政経ジャーナルという武器を持っているわけですから、政経ジャーナル内で思い切りですね、明るいまちに対する批判を書くべきではなかったのか。それを政倫審に持ってくるのはちょっと私としては筋違いではないのかなと思っているんですけれども。

樋口晋也参考人 白井議員、ぜひね、基本的なところを御理解いただきたいと思っています。まず、これは、私個人が政倫審を出したのではなくて、104名の市民の同意に基づいて出していて、私個人が出したものではないということ。それと、これがそもそも論になるんですけども、もう一つ、個人的なレベルで回答させてもらおうと、議員に誹謗中傷を受けた市民が、僕がそのアイテムを持っているからって、それで反論すべきだっていうのはね、僕はすごく乱暴かなあと、僕は受け止めるんですよ。やはり議員から、議会人である議員から、そういう誹謗中傷を受けた。しかもね、これが僕だけじゃなくて、いろんなどころ多岐にわたっているんですよ。■■■■さんの自治会長の人格否定であったり、議長に対してであったり、森山議員に対してであったり、これひいてはね、市民に対して、市民全てに対してというふうに僕は受け止めています。だから僕個人の問題ではなくて、言われたほうが言われて、自分がアイテムを持っているんだから自分のアイテムを使えよという考え方としてはあるとは思いますが、やはりそういう議員は問題でしょ。議会としてしっかり対処していただきたい。一番最初に僕申し上げました。議員を罰する方法がないんですよ。懲罰以外にね。あとは問責とかはありますけども、議場において議長がちょっと注意する、あるいは、何も手続を取らなければ、議長室に呼んで、個人的に、「何々議員、こういうことがあったから、これは今後気を付けてくださいよ」。議員は悪いことをしない前

提があるからそういう罰則規定が綿密にちゃんと組まれていない。公務員もそうでしょう。ある程度、法律、近代になってから、最近はある程度のくくりっていうのは出てきていますけど、公務員も悪さをしないっていう前提があって、法体系ってのは基本的に組まれている。そういうふう考えたときに、この政治倫理審査会っていうのは、市民に与えられた権利であると思っています。だから、議会が自らを律するためにも、何かあったときにそういうことができるように制定された条例だと理解しています。それを、白井委員の言われるようにね、いや、あなたはアイテムがあるからいいじゃない、アイテムのない人だけが政倫審、いや、そうじゃなくて政治倫理審査会っていうのはそもそもが市民に与えられた権利である。市民として、私は議会の問題として取り上げていただきたい。個人的な喧嘩であれば出します。でも、これ、個人の問題じゃなくて、議員としての資質の問題、政治倫理に関わることだということで、今回、私がじゃなくて104名が提出をさせていただいたということです。以上です。

松尾数則会長 よろしいですか。そのほか、質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑がなければ、これで、参考人招致は終了したいと思います。参考人の方に一言お礼を申し上げます。本日はお忙しい中、本審査会に出席をしていただきまして、貴重な御意見を述べていただいたことに対し、心から感謝をいたします。頂きました貴重な御意見等は、今後審査会での審査に十分生かしてまいりたいと思います。本日は誠にありがとうございます。それでは、政治倫理審査会を、しばらく休憩をいたします。御協力本当にありがとうございました。参考人の方は退席されて結構です。

午前10時51分 休憩

午前10時56分 再開

松尾数則会長　それでは、休憩を解きまして審査を続行いたします。本当にお疲れさまでした。今後、この政倫審をどういう方向に持っていくのか。今からこの9月は大事な審査がたくさんあります。できれば、だから、副会長ともいろいろ話してみたいんですが、この議事録がまず出来上がってみないと、あれだけの内容がありましたんで、なかなか把握できないところがたくさんありますから、まず、議事録が出来上がって、それを精査して、もう1回集まって、その辺の話をしてみたいと思っています。できれば、9月は決算議会ですので、9月議会が終わった後ぐらいを今考えておるんですが、いかがでしょうか。議会中にやるというのは……議会を重視していきたいと、決算議会を重視していきたいと思っていますんで、9月の終わりぐらいか10月頭ぐらいを考えていこうと思っています。また、その頃にはいろんな委員会もまたぐちゃぐちゃしていますんで、その辺も打合せが必要じゃないかなとは思っていますけれど、基本はそういう流れでいきたいと思っています。

森山喜久委員　9月の決算議会というのは分かっています。ただ、決算委員会の関係は、要は5日から8日の間に大体一通り終わるじゃないですか。その翌週に一般質問で、一般質問が終わった後ってというのはちょっと若干緩やかになるかもしれないけど、時間があるかもしれないというところですね。ただ、あくまで、今日の議事録をもらって、各自が精査する時間が要るということで、それが一通り終わってから、9月議会の最後のほうになるかもしれないけど、もしくは終了後以降になるかもしれないけどやるということでいいんですよ。

松尾数則会長　森山委員から話がありましたけどそういう流れにしたいなと思っています。恐らく9月末か10月頭ぐらいに次回の政治倫理審査会を開催していきたいなと思っています。いかがでしょうか。

恒松恵子委員　一応、議会中でしたら決算が終わった後に招集がかけやすいんじゃないかと思うのでという意味で森山委員はおっしゃったように思い

ましたので一言申します。

中島好人委員 次の会議でいいんですけども、基本的にね、議会外での活動は、懲罰されないというのは、規定があるわけですから、その辺のところも、いろいろ法令とか、いろいろ各地での状況なんかも併せて、僕は今の政倫審自体が、議会外の活動が主な点もあるわけですから、議会外の活動は懲罰に値しないというのは、その辺の根拠について、期間があるんで、併せてそれぞれが調べていくのが大事じゃないかなと思っています。ここでも今、いろいろ僕が調べたところでは出せるんですけども、次の会議のときにね、審査会のときに出そうと思っています。だから、そういうことも併せて調査することが大事じゃないかなと思っています。

中村議会事務局次長 今、中島委員がおっしゃったのは間違いはないんですけど、法令上、多分それ参考人さんもおっしゃっていたと思うんです、同じことを。参考人さんも議会外のこと、懲罰対象外と最初におっしゃったような気がするんで、多分皆さん認識は一緒なんじゃないんでしょうか。調べると言われたんですが、何を調べるかがよく伝わらなかったのもう一度、会長からお尋ねしていただいたほうがいいんじゃないですか。事務局には分かりませんでした、意図が。

中島好人委員 例えば、ここに市会ジャーナルの特別編と法制情報、これは市会のジャーナル第221号ですけども、先ほど樋口参考人は、議員は罰則がないって言うんですけども、きちんと罰則規定があります。これは地方自治法第134条に基づいて、規定はあります。これは議会会議中の発言等について、きちっと罰則があるわけですけども、しかし、これについては、場所的限界として、懲罰は議会の規律と品位を保つためのものであるんで、議会の活動と無関係な議員の行動を懲罰の対象することはできませんとあたりとか、審議会の中で、こういう問題があって、これは懲罰に値しないという判決もあたり、結構国会の中でも、そういうのがあったんだけど、これは値しないとか、そういう実例を見てみ

ると、果たしてこれがどうなのかというのは、また次の、ここで審議する内容じゃないんで、だから、そういう情報を、僕は調べるから、それぞれも、もしあれだったら、調べてみる必要があるんじゃないかと提案したわけです。

中村議会事務局次長 分かりません。意図がまだ分からないんですけど、さっき134条と言った自治法ですか。地方自治法のことですか。（発言する者あり）多分、場所的な話をされたと思うんですけど、懲罰とは、確かに何か4限界というのがあって、場所的限界、人的限界、時間的限界とか、何かもう一つぐらいあったような気がします。そのことを多分今おっしゃっていたんだろーと思います。ひょっとしたら今、分かりませんが、中島委員、失礼します、政治倫理審査会のステージと懲罰がごっちゃになっていませんか。多分混同されているから中島委員はその発言をされていると思うんですけど、いかがですか。

中島好人委員 政倫審の結果も三つか四つ方法があるわけですね。戒告革とか議会での謝罪とか、四つほど……（発言する者あり）三つか……（「うちのは二つだけ」と呼ぶ者あり）ああ、二つだけか。そういうのに値するかどうかというのもあったから、それは値しないんじゃないかと。だから、何のための審査をここでするのかというのはね。

松尾数則会長 それは懲罰だもんね。

岡山明委員 今回、樋口参考人から話が出たのは、29項目ぐらいがずっとある。トータル30ね。その30項目に対しての、それが対象になるかならんかという趣旨でいいんですか、中島委員。それで、議事録を読んだときに、これは対象外だと、30あるけれど、言われる筋と処罰は対象外という進め方ですか。30のうち、それは省こうという提案ですか。

中島好人委員 調査の対象になるものとそうでないものと調査しなきゃいけな

いもの。それで現在どうなっているのかと随分改善されたものもあるわけです。質問に対して改善されたものもあるわけです。議会外での発言とか議会外での行動とか、そういうところまで、ここの政治倫理審査会で審議する必要があるのかという問題もあわせて、だから、そういうのは必要ないというのものもあるわけですけども、ここで審議するんじゃなくて、これはどうなのかというのはあるけども、議会外のそもそものところでは必要ないものというのは、一つ一つこれからもチェックしていかないといけないから、議事録を見てからと思ったわけですけども、だから、次の会議の中で、審査していけばいいなと思っています。

恒松恵子委員 参考人が30項目挙げられた中を聞いてみると、このような事実があった、それに対する謝罪がなかったとか、それで一つの事実に関して3項目ぐらいで30と言ったら多いように聞こえるんですけども、やはり、一つずつこれは対象となるかならないかというように確認していくほうがよろしいんじゃないかなと思います。

松尾数則会長 適否ね。当然そうなるだろうね。それは当然議事録も含めて進めていきたいなとは思っています。

白井健一郎委員 確かに参考人がうまくまとめてくれましたが、30ですか、あるいはもっと短くまとめて10ですか、その一つ一つを、さっき参考人がおっしゃったように、事実認定と評価をしていくと、自然とそれで事実認定されたら、該当するかのように思えますよね。だから、そんな単純じゃないんじゃないですか、この問題というのは。私が、先ほど樋口参考人に言った話は、ちょっと言われましたけど、対抗言論の法理のといつて、お互いが例えばジャーナリストとか、お互いが言論の手段を持っている場合に、片方が政治的発言をした場合に、もう片方は名誉毀損とかではなくて、正々堂々とこちらにもジャーナリストとして意見を言って、それで皆に、どちらが正しいか考えてもらうという、対抗言論の法理というのが、調べられたらあるんですけども、それを言ったんで

す。それによると、明るいまちで、高松議長とかその他何人かが悪く言われたと。樋口さんの名前も出てきたと。それが出てくるから悪いんじゃないなくて、それはもう、そもそもを政倫審のそ上にのせるべき問題じゃなくて、樋口参考人が持っている手段で十分反論したらいいわけですから、別にこの場に持ってくる必要ないわけです。そう私はずっと思っています、そのことに関しては。それから、例えば、立ち入り禁止区域内への許可なき立入りとかですね、勤務時間中に声をかけて新聞を勧誘したとかいう話は、今はしていないらしいんですよ。今していないことを、要するに過去をほじくって、もう一度注意をする、厳重注意をする必要があるのかどうかとかということを考えなくちゃいけないなと思っています。

松尾数則会長 そのところは、議事録を見てから、もう取り上げるとことと取り上げないものを取捨選択していく……（発言する者あり）ごめんなさい。今いろいろな意見をまとめてみますと、皆さんの意見、議事録が出まして、その中で取捨選択して、これは拾うべき問題ともっと突っ込んでやるべきもんだとか、その辺の内容をさらに審査していきたいなと思っています。今まで樋口参考人からいろいろ内容説明を受けましたけれど、あまり個人的な意見等もあったし、今回の審査会にそんなに関係ないかなという内容もありましたんで、そこは、何度も言いますけど取捨選択しながら、これからの審査を進めていきたいと思っています。

（聴取不能）

白井健一郎委員 今の話は分かりましたけど、言いたいことが少しありまして、だから何党対何党とかじゃないんですよ、こういうのは。政治活動自体を、自由な政治活動をどれだけ守っていくかという話で私は考えたいんですよ。ですから、小さく小さくするんじゃないなくて、もっとこう大きなね、次、私たちが日頃する政治活動についてどのように保護されていくべきかとか、どの程度広く認めていくべきか。例えば、市の教育委員

会の土地に入ってしゃべるのはどうかとか、あれも、今までの私の感覚では、例えば、自分の家に友達を3人呼んだと。みんな車で来た。駐車場が一つしかないというときに、ではその2台をどこに駐車させるかといったら、例えば近所の人、隣の人がちょっと出かけているといったときには、やっぱり隣の人の、家の隣にぎりぎり付けた駐車場だったら難しいかもしれませんが、借りている駐車場とかだったら、そこにちょっと1時間置かせてもらうとか、私の常識ではそれは許されると思っているんですよ。ですから、そういうふうに、やっぱり自由な政治活動をどこまで認められるかという観点からも、やはり皆さんに考えていただきたいと思っています。

松尾数則会長 それでは、長い時間、今回この政倫審で審査していただき、ありがとうございます。先ほどの内容、個人情報に引かかるものはかなり多くありまして、今後、今まで既に提出している文書につきましても、それも踏まえて訂正することもありますし、今回の第4回の議事録も含めて、きちんと精査した形で出していきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。次の政倫審は追って知らせるようにしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、第4回山陽小野田市議会議員政治倫理審査会はこれで終了します。皆さんお疲れさまでした。

午前11時16分 散会

令和5年（2023年）9月1日

政治倫理審査会長 松尾数則